

第11章 事業計画と経過観察

11-1 事業計画

特別史跡斎尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡の保存活用計画は、両史跡を未来に向けて保護し活用していく永続的な計画というべき基本的性格を持つものであるが、具体的な事業については、その対象範囲の広さ、発掘調査による遺跡の実態解明の進み具合、新たな史跡指定・追加指定や公有化の進捗状況、琴浦町の財政状況や体制等を勘案し、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期の計画を立て、段階的に進めていくこととする。ただし、この長期間にわたる本保存活用計画については、今後の調査や整備事業の進捗状況、文化財行政における財政状況の変化、文化財を取り巻く社会状況の変動等を勘案し、また、今後策定される整備計画との調整も図りながら、必要に応じて見直しを行うものとする。

なお、本計画全体や各時期の計画が適切に実施されているかを適時確認する作業が求められ、その具体的方法についても検討が必要である。

11-1-1 Ⅰ期計画（策定から5年度以内）

① 保存管理

Ⅰ地区は、指定地の現況を定期的に巡回観察し、ⅠA地区の地上に残る土壇や礎石、ⅠB地区西部の露出展示している礎石、両地区の地下遺構や遺構面等が、良好な状態で保存されるよう適切に保存管理するとともに、雨水等による史跡地の毀損が生じないように留意し、必要に応じて適切な措置をとる。また、指定地の雑草刈り、繁茂した木竹の剪定・伐採、清掃、害虫駆除等を適宜行い、景観整備、環境整備に努める。

ⅡA地区は、斎尾廃寺跡の寺院地外周区画溝に囲まれた範囲であり、史跡と同等の価値を有する地区として、指定に向けた同意や埋蔵文化財の現状保存に向けた協力を土地所有者に要請し、追加指定と公有化を図る（追加指定や公有化は、Ⅱ期計画以降にも継続して実施する場合もあり得る）。ただし、土地の譲渡について所有者から申し出があった場合や、地下遺構の保存に影響が懸念される行為が計画された場合などは、関係者・関係機関と協議し、遺構の保存に万全を尽くすとともに、早急な追加指定・公有化を図る。

ⅡB地区は、下斎尾官衙遺跡の想定範囲であり、調査によって官衙遺構の分布状況や性格を確認しつつ、地権者に遺跡の重要性を説明する。そして、遺構の現状保存に協力を求め、農地を中心として史跡指定や公有化を目指す地区であることを周知するなど、史跡指定に向けた条件整備を進める。

Ⅲ・Ⅳ・Ⅵ地区については、定期的に巡回し、開発計画や景観変化の兆候の有無を確認するとともに、関係機関や土地所有者等から情報提供の協力を得て、開発計画等との調整を図る。土地の掘削を伴う開発工事などが避けられない場合は、Ⅲ・Ⅳ地区では、確認調査を行い遺構・遺物の状況を確認し、必要に応じて記録保存調査あるいは保存目的調査を実施し、重要遺構の保存を図る。Ⅵ地区では地権者・事業者の協力を得て、試掘調査を実施し、埋蔵文化財が確認された場合はⅢ・Ⅳ区と同様の対応を図る。

このほか、史跡周辺地域における景観保全については、その具体策を検討する。

② 調査

I A・I B地区については、史跡整備事業に必要な情報を得るための発掘調査を最小限の範囲で実施する。

II A地区については、中門など伽藍地の一部や付属院地の諸施設の様相、区画施設の構造等についても不明な点が多い。また、昭和62年度から平成元年度にかけての確認調査で検出した溝等の遺構は埋め戻してあるが、未調査地も含め、芝栽培による地表面の低下も進み、地下遺構への影響も懸念される。このため、追加指定に先立ち、斎尾廃寺の寺院地の実態解明や、遺構・遺構面の確実な保護措置などに必要な情報の収集を目的とした発掘調査を実施する。

また、I A地区とII A地区の斎尾廃寺跡のこれまでの調査成果を取りまとめた概要報告書を作成する。

III・IV・VI地区については、開発工事などが避けられない場合は、確認調査(III・IV地区)あるいは試掘調査(VI地区)を行い、その状況に応じて記録保存調査あるいは保存目的調査を実施する。

③ 活用

説明板の設置やパンフレットを作成することで史跡を周知し、史跡の価値について理解が深まるように努めるほか、現地で遺跡の内容が体感できるような史跡案内・解説等アプリの開発、発掘調査の最新成果等の発信や白鳳館での展示、学校教育や社会教育での利活用を促進させる。また、史跡探訪ツアーや博物館施設での企画展示など、周辺市町との連携事業も実施し、各地域の住民が史跡を介して交流できる機会を提供する。

④ 整備

指定地については、発掘調査の成果を踏まえながら暫定的な整備事業の計画を策定する。

公有化した指定地については、遺構面保護のため、必要に応じて芝張や盛り土等の基盤整備を行うとともに、雨水等による地表面の浸食を防ぐ措置をとり、史跡の保存状況を定期的に観察する。また、仮設の説明板等を設置する。

主要な遺構については植栽(草花等)を用いて遺構の位置等を明示するなど、暫定的な整備方法も検討し導入する。I A地区の土壇の高まりや露出している礎石、I B地区西部の露出展示している礎石については、必要に応じて劣化を防ぐ保存措置を講じつつ、当面は現状を維持する。

I B地区内で繁茂している木竹については、剪定や伐採を計画的に実施し、良好な史跡景観となるよう環境整備する。

⑤ 運営体制

斎尾廃寺跡の追加指定や下斎尾官衙遺跡の史跡指定に向けた発掘調査を計画的に行い、かつ史跡の保存活用・整備を円滑かつ着実に実施するため、適切な職員配置(担当職員の増員)等を行うとともに、町内諸関連部局との連携体制を整えるなど、体制を充実させる。また、行政機関、地域協議会、地元・町民関係組織等の参加により、史跡管理・整備活用事業の運営の内容や実施の方法、関係機関・関係者の役割分担について検討し、官民協働の管理運営体制を構築する。史跡の日常的な管理については、町と地元とが協働で進めるシステムを早急に立ち上げる。

11-1-2 II期計画（策定から5～10年度の期間）

① 保存管理

I地区の指定地及びII A地区の公有化された追加指定地は、定期的に巡回観察し、史跡の毀損を予防し適切に維持管理するとともに、地上に遺存する土壇や礎石、露出展示をしている礎石の保存状況を観察し、良好な保存状態が保てるよう留意する。また、公有化した指定地については、雑草刈り、繁茂した木竹の伐採、清掃、害虫駆除等を行い、景観整備、環境整備に努める。

II A地区は、I期計画の進捗状況を踏まえ、追加指定地の公有化と、未指定地の追加指定と公有化を計画的に進める

II B地区は、農地を中心として、史跡指定と公有化を図る。宅地等の民有地については、史跡指定への理解と協力を求め、遺構の保存に適切な措置をとる。また、土地の譲渡について所有者から申し出があった場合や、地下遺構の保存に影響が懸念される行為が計画された場合などは、早期の史跡指定について関係者や関係機関と協議をし、優先的に公有化を図る。

III・IV・VI地区については、I期計画と同様の取り扱いとする。

このほか、史跡周辺地域の景観保全については、I期計画で検討した保全策を実施する。

② 調査

I・II A地区では、史跡整備を進めるうえで必要な情報を得るため、必要に応じて発掘調査を実施する。

II B地区では、下斉尾官衙遺跡の北東部や北部の一部で郡衙関連施設と考えられる大型掘立柱建物や区画溝を確認している。しかし、官衙の範囲や性格については不詳であるため、農地を中心に所有者の同意を得て、遺跡の実態を解明する発掘調査を計画的に実施し、両史跡と同等の歴史的価値を有する遺跡であることを明らかにし、遺跡の保存や史跡指定に繋げる。

III地区については、両史跡隣接地区の実態解明のため、土地所有者の同意を得て保存目的調査を計画的に実施する。また、土地の掘削を伴う開発計画などが生じ、その実施が避けられない場合は、確認調査を行い、必要に応じて記録保存調査あるいは保存目的調査を実施し、重要遺構の保存を図る。

IV・VI地区については、I期計画に準じる。

③ 活用

調査成果の公開等、情報発信を継続的に進める。また、学校教育や社会教育での活用を促進する。遺構表示・芝張等の整備が完了した指定地やガイダンス施設と位置づける白鳳館では、スマートフォンアプリケーションなどを利用した遺跡解説、ガイドによる遺跡解説、各種イベント、資料展示、体験学習などを行う。

④ 整備

指定地については、発掘調査の成果を反映しながら全体整備に向けた整備基本計画・基本設計を策定する。

両史跡の総合ガイダンス施設として利用する白鳳館の再整備を図る。

また、I B地区の隣接地に駐車場を設けるとともに、両史跡等を連絡する連絡路の設定や、誘導サインの暫定的な整備に着手する。

⑤ 運営体制

管理運営体制の充実強化を図り、官民協働で史跡の管理運営や活用事業を実施する。ただし、史跡や白鳳館の日常的な維持管理については、地域協議会や地元地区と協議し、必要に応じて民間への事業委託等の手段も検討する。

11-1-3 Ⅲ期計画（策定から10年度以降）

① 保存管理

I地区及びII地区の公有化された指定地については、史跡の毀損予防や、土壇や露出している礎石の保存状況の確認、遺構表示施設の保守点検のため、定期的な巡回観察を実施する。

指定地（公有地）の雑草刈り、植栽の管理、清掃、害虫駆除等を行い、景観整備、環境整備に努める。

II A地区の公有化されていない指定地については、公有化を促進する。

II B地区の公有化されていない指定地については、農地を中心に公有化を進める。未指定地については、史跡指定への理解と協力を求めるとともに、遺構の適切な保護措置をとる。また、土地の譲渡について所有者から申し出があった場合や、地下遺構の保存に影響が懸念される計画がある場合などは、史跡指定について関係者、関係機関と協議をし、早期の公有化を図る。

III・IV・VI地区については、I期計画と同様の取り扱いとする。

このほか、史跡周辺地域の景観保全については、I期計画で検討した保全策を実施する。

② 調査

II B地区の公有地では、史跡整備を進めるうえで新たな情報を得る必要がある場合には、発掘調査を実施する。II B地区の私有地については、遺跡の保存、実態解明、追加指定に向けた調査を必要に応じて実施する。

III・IV・VI地区については、II期計画と同様の調査を行うものとする。

③ 活用

II期計画に引き続き、調査成果の公開等を含め情報発信に努める。また、学校教育、社会教育での活用を充実させる。整備が完了した指定地や白鳳館では、各種イベント、資料展示、体験学習などを継続的に行うとともに、多様な媒体や技術の導入、解説ボランティアの育成などにより、遺跡の価値をよりわかりやすく、楽しく理解でき、親しみを持って遺跡に触れることができるよう図る。

④ 整備

整備計画に基づいてI・II A地区の整備を実施する。遺構表示などの整備を進めるとともに、史跡名称碑、説明板、遺構名称板などを設置する。また、II期計画で設置した誘導サインなどの更新を行う。

斎尾廃寺跡では、金堂・塔の基壇等の整備や、統一したデザインの遺構名称板の採用などを考慮し、土壇等の直上に設置されている現在の名称石碑については移設等も検討する。指定地北側に隣接する墓地については、周囲に植栽を施し、指定地から目立たないようにする。斎尾廃寺跡

を分断する町道等は移設し、史跡西側に隣接する現駐車場は廃止する。

大高野官衙遺跡では、主要遺構の平面表示・半立体表示・復元展示等を進めるとともに、緑陰植栽も施す。また、指定地の保存管理に必要な囲柵・雨水排水施設等の整備も行う。八橋往来以外の農道等については、指定地外へ移設ないし廃道とする。

I B地区北側の駐車場のある公有地については、大高野官衙遺跡の案内・解説機能も有する便益・休憩施設を設置する整備や、植栽による環境整備などを実施する。

⑤ 運営体制

官民協働で史跡の管理運営や活用事業等を継続して実施する。

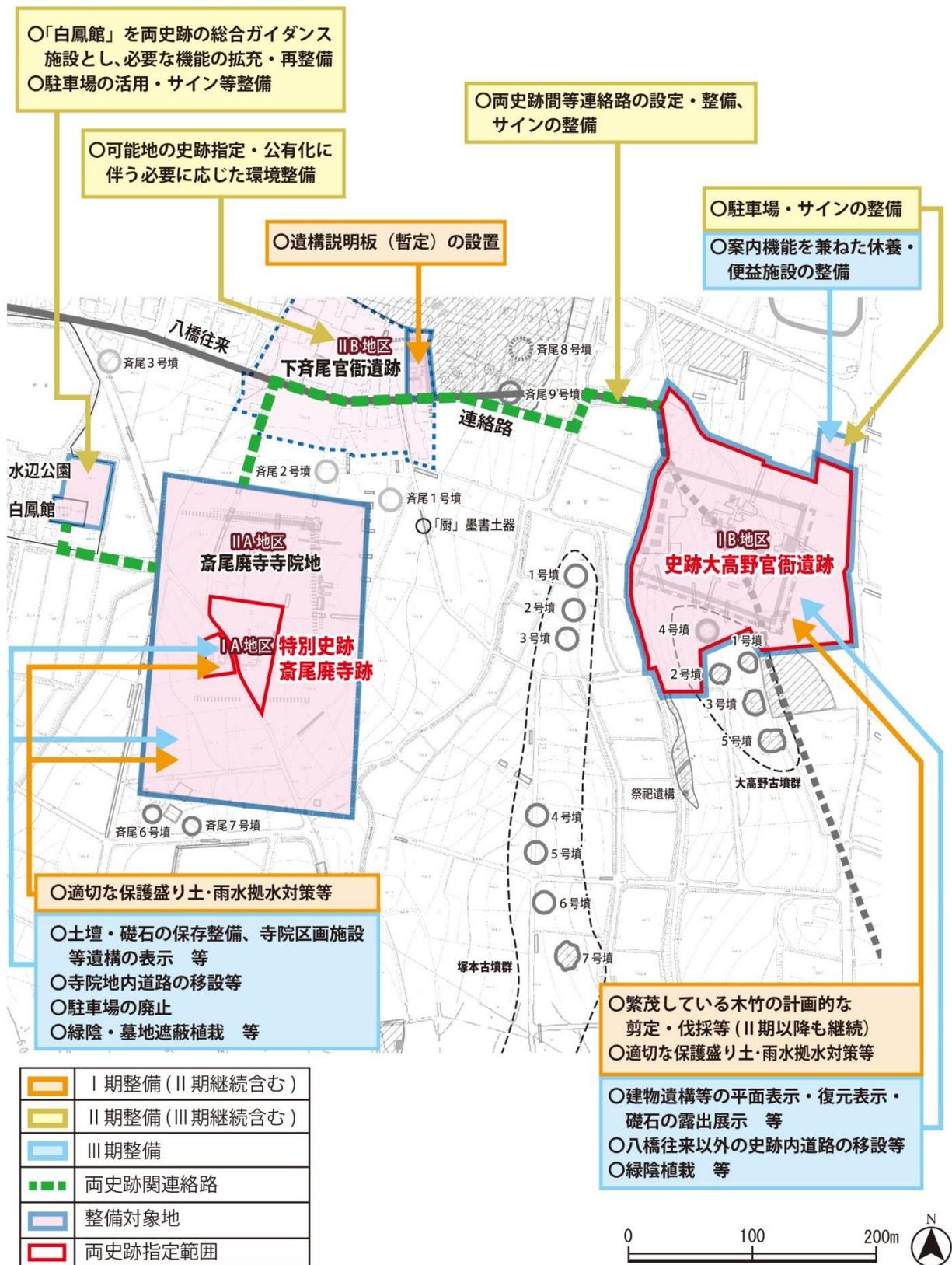


図 11-1 整備活用計画

11-2 経過観察

11-2-1 方向性

本計画で取り上げた両史跡の保存と周辺地域を含めた活用・整備事業は、11-1で触れたとおり、段階的・継続的に実施されるものである。その長期間に及ぶ本計画遂行過程においては、発掘調査の進捗状況、史跡指定や公有化の進み具合、計画対象地内の土地利用の状況、行政の財政状況等の変化に応じ、本計画内容について、策定時の保存活用の基本方針を踏まえつつも、その修正や追加・修正などの見直しが必要となる可能性がある。そのため、本計画遂行状況の経過観察が必要であり、その経過観察を以下の方法で実施することとする。

11-2-2 方法

① 保存活用方針の再確認

保存、活用、整備等の各事業の実施に際して、計画策定時にまとめられた史跡の価値や新たに判明した本質的価値を確実に保存し、適切に活用しつつ未来へと継承する、という基本的な考え方を大前提とする。そのうえで、担当者の変更があった場合でも、この計画の基本的な考え方と管理・活用・整備の各事業や運営体制との整合性が図られているかを確認しやすいように、点検表を作成し、それに従って確認作業を実施するという方法をとる。点検作業については、琴浦町を中心に、地域や町民からなる管理運営協議会が行うとともに、琴浦町文化財保護審議会などによる実施も検討する。

② 点検結果の活用

実施した点検結果については、史跡の保存管理の基本情報とするとともに、保存活用計画の見直し時に反映させる。

表 11-2 点検表

	点検項目	点検の時期	対象地区		
			I 期	II 期	III 期
保存管理	史跡指定地内の遺構は、適切な方法で確実に保存されているか	I～III期	I A・B II A	I A・B II A・B	I A・B II A・B
	史跡指定地内の雑草刈り、木竹の伐採、清掃等の景観・環境整備が適切に行われているか	I～III期	I A・B II A	I A・B II A・B	I A・B II A・B
	各種調査記録類や出土遺物は適切に保管・管理されているか	I～III期	I A・B II A	I A・B II A・B	I A・B II A・B
	現状変更等に対して、適切に遺構の保存が図られているか	I～III期	I A・B II A	I A・B II A・B	I A・B II A・B
	史跡の本質的価値を有しないそのほかの要素(建築物・工作物・道路・水路・埋設物・木竹)について遺構を傷つけることなく除却、維持管理が行われているか	I～III期	I A・B II A	I A・B II A・B	I A・B II A・B
	今後保存が望まれる範囲について、追加指定に向けた地域住民等への働きかけがなされているか	I～III期	II A	II B	II B
	史跡周辺の景観・環境保全のために、地域住民や関連機関との合意・連携は図られているか	I～III期	II A・B III～VI	II B III～VI	II B III～VI
	条例・指針等に則った景観保全等の具体的な措置を定め、史跡周辺環境を良好に保つことが実行されているか	I～III期	I～VI 方法・内容の 検討	I～VI 条例等の制定	I～VI 条例等の制定
	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に際して、地権者や事業者等へ遺跡保存の重要性を働きかけ、適切な取り扱いができていますか	I～III期	II A・B III IV	II A・B III IV	II A・B III IV
	周知の埋蔵文化財包蔵地外の土木工事等に際しても、確認調査等を行い、史跡関連遺構の確認に努めているか	I～III期	VI	VI	VI
計画	調査成果、追加指定等と調整し、本計画の適切な修正ができていますか	I～III期	I A・B II A・B	I～VI	I～VI
	整備計画と調整し、本計画の適切な修正ができていますか	II・III期		I～VI	I～VI
調査	史跡全容解明のための継続的・計画的な調査・研究は適切に行われているか	I～III期	I、II A、	I、II B、III	II B、III
活用	活用事業に参画する人々は、遺跡の価値を共有できているか	I～III期			
	史跡が古代八橋郡衙、斎尾廃寺について学習する場として機能しているか	I～III期			
	教育機関との連携は図られているか	I～III期			
	社会教育事業との連携は図られているか	I～III期			
	発掘調査成果の公開や活用が適切に行われているか	I～III期			
	周辺地域の歴史文化遺産や文化施設と連携した有効活用が図られているか	I～III期			
	周辺地域の古代官衙・寺院遺跡をもつ自治体等との連携は図られているか	I～III期			
史跡の価値を普及するための情報発信は十分に行われているか	I～III期				
整備	暫定整備において遺構の保護を図った盛り土等の施工や植栽等が適切に行われているか。	I・II期	I II A	I II A	
	暫定整備による解説板・案内表示等も行われているか	I・II期	I・II	I・II	
	整備計画に沿って、遺構の保護を図った盛り土等の施工や植栽等が適切に行われているか	III期			I II A・B
	公有地やガイダンス施設の解説・展示施設に不足はないか。情報や表現手法は適切なものか	II・III期	I II A 白鳳館	I II A・B 白鳳館	I II A・B 白鳳館
	解説板・案内表示等は適切な内容で適地に設置されているか	II・III期	I II A 白鳳館	I II A・B 白鳳館	I II A・B 白鳳館
運営体制	保存管理・活用に必要な、適切な体制が整えられているか	I～III期			
	地元地区や地域協議会と協働で保存・活用を進める方策の検討は行われているか	I 期			
	地元地区や地域協議会と協働で行う保存・活用の運営は、適切に進められているか	II・III期			
	国・県・町関連部局・町民団体との連携が図られているか	I～III期			
	保存・活用・維持管理・運営に必要な予算を十分確保しているか。また、各々の活動に適切に配分できているか	I～III期			